

# 運 営 規 程

有限会社よろ津や デイサービスおてんとさん

## （事業の目的）

第 1 条 この規程は、「有限会社よろ津や」が開設する、デイサービスおてんとさん（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という）が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定地域密着型通所介護事業を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第 2 条 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護状態にある利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、また利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練などの介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## （従業員の職種、員数及び職務の内容）

第 3 条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

① 管理者 1 名（生活相談員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

② 従業者

生活相談員 2 名以上（うち 1 名以上は常勤）

介護職員 3 名以上（うち 2 名以上は常勤）

看護職員 2 名以上、又は訪問看護ステーション連携

機能訓練指導員 1 名以上（うち 1 名以上は常勤）

事業所の従業者は、指定地域密着型通所介護の業務にあたる。

生活相談員は事業所の利用の申し込みに関わる相談及び他関係機関との連絡調整を行うとともに利用者及びその家族からの相談、介護に関しての相談窓口としての役割を担う。

機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

## （営業日及び営業時間）

第 4 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から日曜日とする。ただし 8 月 13、14 日及び 12 月 31 日から 1 月 3 日を除く。

② 営業時間 午前 8 時から午後 5 時までとする。

③ サービス提供時間 午前 9 時から午後 4 時までとする。

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は指定地域密着型通所介護において1日18人とする。

(指定地域密着型通所介護の内容)

第6条 指定地域密着型通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画を作成するとともに利用者及び家族に説明し、次に掲げるサービスを行うものとする。

① 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

排泄の介助 移動及び移乗の介助 その他必要な身体の介護

② 入浴に関すること

居宅において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

衣服着脱の介助 身体の清拭、洗髪、洗身の介助 その他必要な入浴の介助

③ 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な給食サービスを提供する。

準備、後始末の介助 食事摂取の介助 その他必要な食事の介助

2 アクティビティ・サービスについて

利用者が自分らしく生きがいをもって豊かな日常生活を送ることができるよう、居宅での日常生活に必要な基礎的サービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。

利用者の心身の疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

レクリエーション グループワーク 行事的活動 体操 機能訓練 休養(養護)

3 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者については送迎サービスを提供する。

送迎 移動、移乗動作の介助

4 相談助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活及び介護などに関する相談助言を行う。

日常生活動作訓練の相談、助言 日常生活における自助具の利用方法の相談、助言

住宅改修に関する相談、助言 その他必要な相談、助言

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときはその1割又は法に定める基準による額とする。

① 食事提供費は、昼食1食につき620円(おやつ込み)とする。

② その他の趣味活動等にかかる諸費用については、別途徴収を行う。

(通常の事業の実施)

第8条 通常の事業の実施区域は旧本荘市内とする。利用者の状況により旧本荘市外の方も相談に応じる事がある。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 サービス提供にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員が共有し、心身の状況に応じたサービスを提供するよう留意する。

(緊急時などにおける対応方法)

第10条 指定地域密着型通所介護を実施中に利用者の病状などに急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡するなどの措置を講じるとともに管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害対策に備えて消防計画、風水害、地震などに対処する計画を作成し防火管理者または火気・消防などについての責任者(管理者とする)を定め、年2回定期的に避難救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ② 虐待を防止するための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 全3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- ⑤ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業者は業務に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど、常に衛生管理に十分留意し、従業員に対し感染症に関する基礎知識の習得のための機会を設けるとともに、法に従い年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 従業員は業務上知り得た、利用者またはその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 事業者は、従業員であった者に業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、当該従業員でなくなった後においてもこれらの秘密をお保持するべき旨を、従業員との雇用契約に明示する。

(苦情処理の方針)

第 15 条 管理者は提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適正に対応するため、担当職員 1 名以上（管理者又は生活相談員）を置き解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 16 条 事業所は、事業において事故が発生した場合は次のとおり誠意をもって対応する。

- ① 送迎中の交通事故の場合は管理者に報告、警察に通報するとともに家族・市町村・利用者に関する居宅介護支援事業者に連絡し、救急車の手配等必要な措置を講じる。
- ② サービス提供中の転倒などの事故の場合は管理者に報告、家族に連絡し医療機関の受診など必要な措置を講じる。
- ③ 盗難、利用者間のトラブルが生じた場合は管理者に報告、家族を交えての話し合いを行い必要な措置を講じる。
- ④ 利用者に対し、事業者の責により賠償すべき事故が発生した場合には、事故の発生状況を調査し速やかに損害賠償を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 事業所は従業者等が提供する介護サービスの質的向上を図るための研修の機会を次の通り設ける。

採用時研修 : 採用 3 ヶ月以内

法人全体研修 : 年 1 回

個別研修 : 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、サービス決定調査書、その他必要な帳簿を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社よろ津やと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 5 年 11 月 1 日より実施する。

この規程は、令和 5 年 11 月 26 日より第 4 条①を改定する。

この規程は、令和 6 年 11 月 11 日より第 3 条②を改定する。